

令和6年度 奈良県自然環境保全審議会 鳥獣部会 議事録

日時：令和6年9月2日（月） 14:00～15:30

場所：奈良県庁分庁舎5階B52会議室

- 1 開会
- 2 挨拶 藤井農業水産振興課長より挨拶
- 3 委員紹介（五十音順）
大井委員(web)、金山委員、喜久山委員、揉井委員、八代田委員(web)、横山委員(web)、吉岡委員
- 4 定数報告
委員8名中7名の出席があり、奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第4項の規定により会議は成立
- 5 配布資料の確認
- 6 議長選出
奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第3項の規定により横山部会長を選出
- 7 会議の公開
奈良県自然環境保全審議会の会議の公開等の取扱いにより会議の公開を決定
傍聴者0名、報道機関1名（奈良新聞社）
- 8 議事録署名委員の指名
吉岡委員並びに揉井委員を指名
- 9 議事の進行
知事からの諮問案件は4件

＜審議案件＞

第1号議案（1）室生鳥獣保護区特別保護地区の指定（存続期間の更新）について

■説明

（事務局）

農業水産振興課西田係長より第1号議案（1）室生鳥獣保護区特別保護地区の指定（存続期間の更新）について説明

■質問、回答、意見

（大井委員）

室生の希少な自然が特別保護地区として、これからも保全していくということで結構なことだと思います。資料に誤りがあったので指摘させて頂きます。資料の1、別表の3について生息する種が一覧表になっておりますが、「目」の標記のところについて、アライグマだけが食肉目という表記になっておりますが、ここは「ネコ」です。環境省に提出される書類とのことですので、直しておかれた方が良いかと思います。

（事務局）

修正させて頂きます。

（横山部会長）

その他、いかがでしょうか。特に問題ないかと思いますが宜しいでしょうか。

鳥の生息調査等を見ると、全体的に非常に少ないところがあって心配なところですが、引き続き保全というところで、尽力頂ければと思います。

もし、ご意見、ご質問等がないということであれば、諮問された第1号議案は、先ほどの食肉目をネコ目に変えていただくということで、議決したいと思います。御意義ございませんでしょうか。

（全委員）

はい。

(横山部会長)

異議なしということで、こちらで議決させていただきます。ありがとうございます。

→ 第1号議案 意見を踏まえて修正する。修正部分の文章表現は部会長へ一任の上、承認。

続きまして第2号議案に移りたいと思います。

第3号議案と第4号議案も関連するということですので、併せて事務局からご説明お願ひいたします。

＜審議案件＞

第2号議案（2）奈良県ツキノワグマ保護管理計画（第5次計画）の第1回変更について

第3号議案（3）奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第7次計画）の第1回変更について

第4号議案（4）奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第5次計画）の第2回変更について

■説明

(事務局) 農業水産振興課西田係長より説明

■質問、回答、意見

(横山部会長)

先日、吉野町でツキノワグマの捕獲があったということによって、くくりわな捕獲規制についても変更するということで関連するニホンジカ、イノシシの計画についても同時変更という内容だったかと思います。ただいまの内容につきまして、ご質問、ご意見ある方、お願い致します。

(金山委員)

ツキノワグマ保護管理計画に関して、吉野町でクマの捕獲が発生したからくくりわなの径を変えるということですけれども、この被害の内容を見たときに十津川村で1件、先ほどご説明頂いた怪我があつたということでございますけれども、以前、十津川村で2~3年前に海外からの旅行者の方が熊野古道で行方不明になつたりとかですね、クマの被害では無いかと言われていることにも分あると思うんですね。そういう意味でいうと数字にはあがってないんですけどもツキノワグマのそういう人的な被害があるのでは無いかと思います。村民の心も踏まえて、保護管理計画をすることによって優良解でもクマの被害を共存できるようなかたちになっていくのかっていう指標はどこにあるんでしょうか。要は頭数管理ですね。頭数管理して学習放棄されてるんですよね。頭数がこれぐらいがいいとかいう基準とか、こういう形になってよかったですとかいうですね、この10年後なり、5年後なりの目標値とかがあるのでしょうか。

(事務局)

指標で言いますと環境省が出してる個体数水準というものがありますて、奈良県につきましては現状、「個体数水準 2」です。個体数水準が2というのはおよそ100頭から200頭で推計しておりますので、それを3ということで400頭を目指して保護を進めて行きましょうという事になっています。

(金山委員)

私の立場からの申し上げると吉野町にしても十津川村に関しても住民の方がかなり恐怖心を持っておられると思うんです。なおかつ、先ほどご説明頂きました林地の被害に関して確かに小さくなっているとは思うのですが、山間地においては家庭菜園をやっておられる方、これは農業とは言えないけど、実際に被害を受けるとかなり意欲を失ってしまわれる方がたくさんいらっしゃると思うんです。そういうことも是非加えて頂ければと思いますし、中々数字だけでは見てこないかも知れませんけど、住民に関してどうかというところも見ていただけたらありがたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

吉野町はくくり罠の幅が狭くなるということなのですが、その周知に関してはどのようにされるのかだけお聞きします。

(事務局)

周知につきましては、当然吉野町さんは事前に少し、こういった改正させていただくということでお話をさせていただいておりますし、その上でご了解いただきましたら、通知をさせていただいて周知させていただいたりとか、そして県のホームページで公表させていただきますので、その辺で周知努めて参りたいと考えております。

(金山委員)

基本的には町にお話して、町から周知になるということですか。

(事務局)

基本的には地域に対してはそういうことになるかと思います。獣友会さんもおられるのでご協力頂けるかと思います。

(横山部会長)

今のところ、生息数個体数水準2ということですけれども、精度の高い生息数調査を目指して今後、環境省等の予算をとって、これから生息状況調査が進められるというふうに認識しておりますが、奈良県さんそのような認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、今年度調査をしていますので、生息数を確認して進めて参りたいと考えております。

(横山部会長)

クマ類の生息数を把握する非常に難しい状況ですので、あまり居過ぎるですか、あと分布域が拡大してしまう、そういうことを十分注意しながら、ここを進めていく必要があるのかなと思いますし、被害対策について10ページのところで書かれていらっしゃると思うんですが、これまで林業被害、クマ剥ぎ被害ということで書かれているかと思いますが、先ほど委員ご指摘いただきましたように、今後ですね、分布が拡大していきますとそのような家庭菜園等の被害なども深刻化しますので、被害対策をしっかり計画に基づいてやっていただくということは非常に重要なと思います。

(大井委員)

今、先ほど委員の方からご指摘があったように、これから被害対策が重要になってくると思います。そのために何をすべきかというのは管理計画の16ページに書いてありますが、そうした対策がどの程度実行されたのかということが、明確にわかるように、またそれに基づいて、次に何をしたら良いかということが明確になるように、それぞれの対策の実績を数値化するなどして評価できるような形に今後していく必要があるかと思います。

これ、先ほどの委員からの指摘、私が今考えたことなんですが、それで10ページに被害の概況ということで、赤字で修正案が示されています。

十津川村の記載については、これは実際に人身事故が起ったということでいいかと思いますけれども、吉野町の事例、これは事故に至らなかった事例で、ここに書くのが適当なのかということを、少し疑問に思いました。むしろ、分布が広がったということで5ページの生息分布の最後に入れるべきではないかというふうに考えたのです。いかがでしょうか。

(事務局)

そうですね。大井先生おっしゃられるような、生息分布域ということですので、5ページのところに、書くような方向で修正させていただきたいと思います。

(横山部会長)

大井委員のご指摘の点は、5ページのところに分布が拡大している旨を記載するという点、ただ、被害の概況のところで出没というところも記載をしっかりといた方がいいのかなと思うんですが、両方に記載するという、考え方でも問題ないでしょうか。

(大井委員)

出没はもっと広い色んなところでしている訳ですから、この吉野町の情報つというのには分布の拡大という意味で重要になってくるかと思います。錯誤捕獲との関係もありますし。そのために、やはり先ほど私が言いましたように被害の概況よりも、5ページの生息分布のところに記載された方が適当ではないかというふうに考えますがどうでしょうかね。

(横山部会長)

10 ページの赤字の上のところに、被害地を村単位で載せているのでそこに十津川村と吉野町で人身事故が発生したという記載に変更し、5 ページに分布の拡大というところで記載をするという形でしょうかね。

(大井委員)

吉野町の案件は事故と見なすんですか。被害と見なすんですか。

(横山部会長)

なるほど、そこですね。被害では無いのでは無いかということですね。

(大井委員)

そうですね。

(横山部会長)

事務局の方いかがでしょうか。

(事務局)

実際、事故には至ってないが出没として県の方では現状、取り扱っております。

怖い思いをされて恐縮なのですが実際怪我された訳では無いという認識で出没として取り扱っております。

(横山部会長)

新たに 2024 年に吉野町で出没が確認されたという記載にとどめて、重要な点としては委員がご指摘いただいたように分布が拡大しているというところを 5 ページにしっかり記載するというところかなと思います。

この辺、少し調整させていただくかたちでもよろしいですか。今の趣旨で問題ないですかね。

(事務局)

はい。

(吉岡委員)

少し教えて頂きたい。ツキノワグマの出没によってニホンジカなりイノシシなりの計画の変更をしなければならない。これは、大変なことですよね。くくりわなの径の大きさの変更に伴っての変更だということだとは思うんですけど、ニホンジカの第二種特定鳥獣管理計画というのがあれば、それはそれでいいんじゃないですか。なぜツキノワグマが出たから、ニホンジカやイノシシの計画まで変更しなければならないのか私には分からぬ。そのあたりを教えて欲しい。

(事務局)

そもそも原理原則の話なんんですけども、基本的には全国的にイノシシやニホンジカを狙って法律で 12 センチを超えてくくりわなというのは、かけてはいけませんということになっています。

それは何故か言うと、誤ってクマを捕まえてしまう恐れ、つまり錯誤捕獲する恐れがあるのでそういう規制にしているんです。一方、クマの生息が確認されてない地域にまで、そういう規制が現状あるんですよ。そのため、発想がちょっと逆で、クマが居るので、そこは規制を残すんですけども、それ以外のところは解除しましょうという考え方なんです。

おっしゃってるのは、そもそも 12 センチ規制そのもの、12 センチの大きさのくくりわなを多く設置するっていうこと自体を規制する。その大きさを大きくしてはいけませんよということでクマが居てるからやってる。原則クマが居てるからやってるんですけども、クマが居てない地域は解除しましょうという考え方なんです。なので、規制を強めてるんじゃなくて、緩めてるというふうにご理解いただければ。規制を追加してのではなくて、規制を解除してるんだというご認識をしていただいたら結構かなと思います。だから、上の方は、放っておいたら規制があるんです。北のほうも、全部奈良市の方も全部規制があるんですよ。けれどもクマが居てないということで解除してるっていうふうなご認識をしていただけたらなと思います。そのため、今回クマの出没が確認できた、吉野川以北に地域については、クマが居てるということが確認できたので、ここを規制しないわけにはいきませんので規制の解除地域から外しますよという考え方。吉野町の以北については。

(横山部会長)

ご理解いただけましたでしょうか。くくりわなの規制というのはツキノワグマがいるかいないかで、規制を解除して、奈良県さんは独自に規制を解除されていた地域があったと。そこにクマが生息していることがわかった以上を規制せざるをえないと。シカ、イノシシの捕獲について、国レベルではそういう規制があるので、そちらに戻さないといけないというところになります。クマがいるのでシカ、イノシシの捕獲にも影響があるということになります。よろしいでしょうか。

(吉岡委員)

はい。

(八代田委員)

先ほど10ページの被害のところの記述について、先ほどの議論をお聞きしてコメントなんすけれども、この吉野町での事例は結果的に人身事故には至らなかったということなんすけれども遭遇した方がたまたま狩猟者で猟銃持っていたからということもありますので、やはり山の中でそういった活動したときに、目撃しただけではなく遭遇して向かってきたということですのでやはり被害として記述した方がよろしいかと思います。ですので、山で作業する方たちがそういった危険があるっていうことを認識していただくためにも、やはり明記はしておいた方が良いのかなというふうに感じました。

ご検討いただければと思います。

私からの意見というか質問なんすけれども、今回、生息状況調査をされて、奈良県でもされているということでお聞きしておりますけれども、紀伊半島の個体群、クマの個体群として保護されているということなので、奈良県だけではなく三重県と和歌山県にも生息はしているわけですね。

三重県の方でも個体数の推定の調査を実施されるというふうにお聞きしておりますので、できるだけですね連携して個体数の推定とあと今後の管理方針についても連携して検討していただきたいというふうに考えております。奈良県だけでの個体数を見て計画を立てるということではなく個体群として全体としてどういうふうに管理していくのかというところについても検討いただきたいと思います。

私、森林審議会の方にも委員させていただいているんですけども、やはりそちらの方ではですね林業の方が、やはり作業中の危険性を非常に懸念されておりまして、もちろん個体数は少ないのでそんなに頻繁に起こることではないんですけどもやはり作業して方からすると、やはり危険性があるということで何とか対策して欲しいということもありますので、できる限りですね具体的な方針等につきましても明示していただければ安心して林業関係の方も作業できるのではないかと思いますのでぜひご検討よろしくお願ひいたします。

(事務局)

今年度はご指摘いただいたように、我々奈良県としても、紀伊半島の個体群ですので、三重県と和歌山県との連携は必要と考えておりますし、和歌山県、三重県と連携して今年度、紀伊半島のツキノワグマ個体群の生息数を推定することにしております。その数字を確認させていただいた上で、委員おっしゃられる通り、具体的な対応策について検討して参りたいと思います。よろしくお願ひします。

(横山部会長)

ありがとうございます。

先ほどの10ページの記載につきましては八代田委員から被害という扱いにした方がいいというご意見もありましたので、私も吉野町で被害、ニアミスが、ニアミスといいますか狩猟者との遭遇だったので対応したというところですので、記載があった方がいいのかなと感じております。ですので両方への記載を検討いただけたらなと思っているところです。広域協議会等の設置等も視野に入れて議論を始めておられるというふうにお伺いしておりますので、紀伊半島の個体群の状況把握というものを今後ですね、より一層進めていただいて、なかなかこの紀伊半島の個体群は数が少ないということで、生息が増えてるのか減っているのか、分布がどこまで拡大しているのかと、非常に掴みにくいところがあると思いますが、そこをしっかりと把握するという対応を今後3県で向かっていただけるということで非常に重要な局面に來てるかなと思います。その他ご質問いかがでしょうか。

(揉井委員)

吉野町吉野川以北で捕獲されたというか捕殺された、このツキノワグマの個体としての情報はどの程度把握されているのかなと思うんです。そもそもこの個体、どこからどんなふうにしてやってきたのかっていうので、分布の拡大っていうのを考えるのに繋がるかなと思いますので、この個体の例えはDNAの情報ですとか、どんなものを食べていたんだろうかっていうのは、もしかしたら把握されていたら、ちょっと教えていただきたいなと思います。

(横山部会長)

事務局いかがでしょうか。若い個体という記載はございます体重50キロほど、おそらく分布拡大を一番する若いオスなのかなというところの記載は、この報道資料の中にございますが、それ以外の情報ございますでしょうか。

(事務局)

個別具体的な話は、ここに記載されてる以上はわからないです。

(横山部会長)

これは捕獲個体は調査はされていないということですかね。

(事務局)

吉野町の方で埋設処分にさせてもらっています。

(横山部会長)

可能でしたら、先ほど言わされたように、頭の骨とか、それから血液サンプルを取っておくと、予算が、確保できた時点で分析すると、年齢もわかると思いますので、今後そういうサンプリングをしていただけると揉井委員がおっしゃられたように重要な情報になるかなと思います。よろしくお願ひいたします。

(大井委員)

今、議論になってましたように有害捕獲で捕獲された個体の資料化というのはこれから管理に重要になってくるものですのでぜひ県としても積極的に取り組んでいただけたらと思います。それで私が今お話ししたかったのは、さっき吉野町での猟師さんとクマとの遭遇そして射殺のこの事故・事件のことです。

この件について八代田委員の方から被害とみなした方がいいというふうなお話でしたけども、これが狩猟が許可されている地域での狩猟期での出来事だったらどういうふうに解釈できるかといったら、狩猟期で犬を使って、シカを追っている、そのときにクマも犬に追い出されて出てきた。それを撃つちゃった。これは狩猟の獲物として県の方に報告されるだけで事故というふうには被害というふうにはみなされないと私は思います。状況としては、同じことではないでしょうか。八代田委員がおっしゃったように注意喚起は必要です。注意喚起は、ここで被害としてあげるのではなくて。また県の広報などで、きちんと狩猟者への注意喚起、あるいは有害駆除の捕獲従事者への注意喚起ということで、普及啓発されたら良いのではないかと思います。被害としてあげると、これ全て環境省の被害のカウントに入ったりもするんじゃないでしょうか。そういう混乱がないように、客観的に被害とみなせるものとそうでないものと単に注意喚起が必要なものと区別して記述された方がいいんではないかと思います。

(事務局)

そうですね確かにちょっと微妙な点がありまして、ニアミスということで、怪我されなかったのは本当に不幸中の幸いでして、ありがたかったです。大井先生おっしゃられることも横山先生、八代田先生ご指摘の件につきましても、それぞれ、当然のことかなと思える部分がありますので、記載の内容につきましては、少し工夫をさせていただいて、相談をさせていただいて、記載をさせていただけたらなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

(横山部会長)

考え方として、これが、鉄砲を持ってなかったらどうなるのかという八代田委員からのご指摘もございますし、有害捕獲で犬で追い出して、という人為的な攪乱を行ってこういったことが発生したという点では、被害ではないのではないかという点もよく理解できますので被害とみなすかどうかというのは、難しいところがございますので、またご相談させていただいてと思います。要は吉野町で初めて人と遭

遇したというところはしっかり記載したほうが良いのかなと考えてはおりますが、ご相談させていただけたらありがたいと思いますが、事務局そのような形でよろしいでしょうか。

(事務局)

よろしくお願ひいたします。

(横山部会長)

先ほど八代田委員がおっしゃられた被害対策ですね、これはただ森林の中に入していく以上、やはりクマ対策が必要ということを、この新たな分布拡大地で十分周知をしていかないと、クマがいないという想定で、森林の作業等入られるということがないようですね、しっかりここでもクマとの遭遇があるという形で対策を講じていただくと、基本的にはですね、人間が入ってきたということをしっかりわかるような形で、山に入っていたら、そういうことが非常に重要だと思いますので、今後ですね注意喚起、新たな分布拡大地というところでの注意喚起をよろしくお願ひいたします。

(事務局)

はい。

(横山部会長)

奈良県さんはクマの生息数調査を非常にしっかりやろうとされてはいるんですが、把握するというところが非常に難しい動物だというところがあって、なかなかどうしていいかという方針が定めにくいという問題もあるかと思いますけれども、奈良県さん、いかがでしょうか。今後、現場でしっかり、必要な対策を講じていただくための方策ということをしっかり内容ですね、組み立てて、県民に周知していくことが必要だと思いますが。非常に難しいご質問だと思いますが、お願ひいたします。

(事務局)

繰り返しになるんですけども、先ほど説明した、生息数の調査というのを、奈良県では今までからやつてきてるんですけども、紀伊半島全体の個体数をやっぱり確認しないといけないということがまずあって三重県と和歌山県、密接に意見交換させていただきながら、調査をかけて、数字を確認する。それを確認させていただいた上で、一応、その保護とそれから管理ですね。管理の方は、いわゆる殺していく、殺処分していくっていうことができて、一方保護は、やっぱり守っていこうということで、生息数、今の数字だけで言うと、まだまだ少ないっていうことになりますんで、やっぱり保護という形になりますので、やっぱり数を確認させていただいた上で、やはり守らなければならないのか、あるいはもう少し管理の方向に、舵を切ってもいいのかっていうことについて、具体的に検討させていただいて、周知をしていきたいというふうに考えてはいますので、ご理解、ご協力の方をお願いしたいなと思います。

(喜久山委員)

それがね、よろしいでしょうか。事務局の方からですね、調査方法っていうのが、私も一応予習をさせていただきましたけども、本当にそれが実態を反映した数字なのかということだけ。本当に調査方法から検討しないかんように思ってますよ。なぜかと言うたら単純に言うと、例えば十津川へ行ったとき、天川行ったとき黒滝行ったときでそれぞれの人が家は定住してるわけですよ。定点調査みたいなものなんですね。何十年も暮らしたわけですから。昔は見なかったのに家の物置なんかどんどん引っ搔きに来てる。それをちゃんと携帯カメラで全部録画してるんですね。そういう家が増えてること自体が既にもう増えてる証拠なのに。でも何もできへんではどうにもならない。県はせなあかんと思って警察だけが、警察官だけが特権ができるんだ、じゃあ警察に電話して、きてもらうのかと、来てくれへん、そんなすぐには。来た頃には荒し終わって、逃げてるんだというのが、地元の人の言い分ですわ。そうなった場合に、今先ほどねえ、和歌山県、三重県と連携してっていうけども、調査方法も同じ時期に同じような方法でってことじゃその方法は本当に信頼できるのか、もちろんこの1つの目的、っていうのも1つの調査項目に入っておりますけどもね、他の人はもっと落ち着いてるんじゃないかなと思いますよ。その辺は、それこそ統計の専門家からちょっと聞いた上で、或いはもともと生物とかの専門家から聞いた上で、やっていかな調査方法そのものが、あまり信頼をおけてないんじゃないかなと思ってます。

(横山部会長)

喜久山委員大変貴重な情報ありがとうございます。

ぜひですね、目撃された日時、場所、その辺りを奈良県の方に、ぜひ、今からでも遅くありませんので、ちょっと情報提供の方よろしくお願ひします。

もしですね、なかなか被害があるクマがいるというと、いろいろややこしいので報告しないんだという発想がもし奈良県の各市町の中にあるようでしたら、それは全く違うことだと思います。しっかり情報を提示して何が起こっているのかということを、日々ですね、情報更新していただかないと、突然、何か大変なことが起こるということが、昨年の東北地方では、現実に起こりましたので、何でこんなにたくさんクマが出てくるんだというような状況になりかねませんので、ぜひそういった、喜久山委員のところにはたくさん情報が来ると思いますし、ご自身の情報も大変豊富だというふうに思いますのでぜひ情報を収集、ぜひよろしくお願ひいたします。

奈良県さんの方にも非常にクマを扱うというところで様々な軋轢があると思いますけれども、情報収集の重要性というのを今一度ですね、周知していただけるといいかなと思いました。

はい、すいませんいろいろありがとうございます。

そういういたいろいろな現場の意見を出していただくというのは大変ありがたいと思います。

クマの被害がなかなか上がってこないと、こういったところで、県の方で把握できないといったところも現実にあったと思いますので、この辺りの改善策を今後検討する、重要なご意見だと思いました。

(事務局)

おっしゃることはよくわかります。

我々としても今年、生息調査、連携をもって、初めてやります。

そして初めてやる中で、先生方、審議会に入ってる先生方もいらっしゃいますんで相談させていただきながら、全部数えるわけにいきませんので、行って、居てたか居てなかったか確認するわけにいきませんので、どこまでいっても推定なんですね。それをどれだけ精度良くできるかということでご相談させていただきながらやりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。ご協力をお願ひいたします。

(横山部会長)

ありがとうございます。それでは2号議案だけでなく3号4号の方もご質問大丈夫でしょうか。連動した修正ということだと思いますので、特に問題ないかなとは思いますが、よろしいですか。

(各員)

はい。

(横山部会長)

ありがとうございます。吉岡委員どうぞ。

(吉岡委員)

資料6の3ページ目のところなんです。いわゆる令和6年にですね、4月1日、奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画5次の1回変更っていうのは行われてるんですが、この原本を見たらわかるのですが、そこで、原本に忠実にいくと目標頭数が赤で書いてある。捕獲目標の見直しというんですかね。これは必要がないんじゃないかなと思うんですよ。1行、豚熱による推定生息頭数減に伴い捕獲目標を9500から4000頭に変えたということは、すでに5次計画の一時変更で、述べてますので。必要ないんじゃないかなと思います。

(事務局)

そうです。申し訳ございません。

(横山部会長)

これは前の記述が残っているんですかね。

(事務局)

そうでございます。

(横山部会長)

ここはちょっと前の記述がそのまま残ってしまったということで。修正をお願いいたします。

(事務局)

はい。

(横山部会長)

少し被害とするかしないかというところで、意見が、考え方が、分かれたところがありましたけれども、その文言は事務局と私、部会長にお任せいただくということで、こちらのあと修正事項が若干ございましたけれども、ご指摘の修正事項、修正して、原案通り可決、議決ということで、進めさせていただきたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

(全員)

はい。

(横山部会長)

そうしましたら原案の文言修正については部会長に一任させていただけます。皆様、各種ご意見、非常に貴重なご意見ありがとうございました。本日の審議案件以上となります。

- 第2号議案 意見を踏まえて修正する。修正部分の文章表現は部会長へ一任の上、承認。
- 第3号議案 原案どおり承認。
- 第4号議案 意見を踏まえて修正する。修正部分の文章表現は部会長へ一任の上、承認。

以上の議事を認め署名する。

令和6年 9月25日

署名委員 吉岡 豊

令和6年 9月25日

署名委員 棚井千代子